（郵便局認可）　（本紙六頁）

時事新報

第千三百八十四號
明治十九年九月十八日　土曜日
壬辰丙戌八月廿一日　（辛、未）
日出午前五時二分　日入午後六時二十五分
月出午後八時五十七分　月入午前九時四十六分
滿潮午前八時二十一分　干潮午後八時三十七分
（西暦一千八百八十六年）

（日曜日休刊）　（定價金三錢）

時事新報定價
一枚金三錢〇一箇月前金六十五錢〇三箇月前金一圓八十錢〇六箇月前金三圓四十錢〇一箇年前金六圓五十錢〇郵便稅一箇月金廿六錢〇一箇年金三圓十二錢〇左ニ掲ケル各地ニ於テハ諸地費掛所ヨリ無料ニテ配達致候（但為替ヨリ取扱費要スルモノハ此限ニアラズ）
●東京・橫濱・橫須賀・神奈川・藤澤・大磯・小田原・酒匂・七澤・箱山・修善寺・三島・沼津・原吉原・興津・清水・靜岡・濱松・豊田・藤枝・大坂・京都・大津・和歌山・神戸・岡山・笠岡・尾ノ道・鳴山・廣島・松島・高知・下關・長崎・名古屋・岐阜・青森・秋田・福島・若松・日市・桑名・津・松坂・山田・仙臺・福島・二本松・白石・石ノ巻・盛岡・釜石・弘前・小諸・岩村田・上田・宇都宮・鹿沼・八王子・千住・越ヶ谷・熊谷・杉戸・幸手・加須・關宿・千葉・佐倉・東金・八幡・船橋・市川
其他同地近傍配達便宜ノ個所ハ同シク選送料不申受候

時事新報廣告料前金一行ニ付

一行廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上十五日迄	十六日以上
自一行至十行	銭八	銭七	銭六	銭五
自十一行至三十行	銭七	銭六	銭五	銭四
三十一行以上	銭六	銭五	銭四	銭三

時事事報

師範學校の生徒

本年四月九日第十三號勅令の公布に由り師範學校は大に面目を改め其經費の如きは是れまでは各府縣に於て專ら府縣會の議ニ任ぜ時として困難の事情もありしかども自今以後尋常師範學校の經費ニ要する地方税の額は府縣知事其豫算と調整し文部大臣の認可を受く可きとあるからには一層の重きを加へて府縣會に議決する所も必ず豊にして學校の維持は易く隨て教授も行屆くことならん我輩の最も賛成して悦ぶ所なり

扨師範學校の仕組は右の如くにして之に入る可き生徒の如何なる種類の者なる可きやと尋るに富貴の子弟は入學せざるとかく可し如何とあれば師範學校の目的は卒業の上專ら公立小學校長及び教員たるに在て其地位高からざるが故に苟も身分資力ある父兄あれば其子弟のために小學校長教員の地位と求めざる可ければあり或は近年は徴兵云々のことに少年を官公立學校ニ入るゝことと流行するが故に卒業後の成行は兎も角も差向き一時の好手段として仮令へ良家の子弟あても入校をる者多かる可しとの噂あれども師範學校の卒業生は卒業證書ニ受けたる日より向ふ十箇年は奉職の義務あるが故ニ富貴の子弟の身分に取りて考れば三年の兵役を遁るゝとても十年間小學校に服務とありては得失何とも決し難きことならん

左れば富貴の子弟は敢て其入校を望む可らざるも然るも尚ほ一種の少年あり即ち士族の子弟にして此輩は平生就學の志あるとも今日既ニ困窮まて後來生計上ニ少しも目的あき者あれば師範學校にて衣食迄も給與して教育と授けらるゝとあれば必ず之に群集して入學を求ることならん且士族の子弟なれば其身より貧窮なれとも祖先遺傳の教育も今尚消滅せずして自から氣品も高く成業の上は必ず順良信愛威重の氣質ニ乏しからざる教員たる可きと雖も扨此場合に至りても困難事は小學教員給料の一條あり小學校の經費は授業料及び寄附金等を以て支辨し不足の分は區町村費より之を補ふの法ニよりて日本國民平均の貴力にて多分の授業料を拂ふことも難く左れば區町村費ニ取立ていとを支辨することも相成らず何をニよも小學校は節儉に節儉して維持するの外あらざれば校長教員の俸給を必ず減ずるを得べからざるや明あり近日各地方の内情と聞くに今の有様にては小學教員の月給を十二圓より以上にするは甚だ難かる可しと云ふ或は實事に近き歟算あらん若し此豫算にして大ニ違ふことあらくんば師範學校の卒業生ハ服務十年の間毎月十二圓金と得るに過ぎざるも自今以後尋常師範學校の經費ニ要する地方税の額は府縣知事其豫算と調整し文部大臣の認可を受く可きとあるからには一層の重きを加へて府縣會に議決する所も必ず豊にして學校の維持は易く隨て教授も行屆くことならん我輩の最も賛成して悦ぶ所なり

扨師範學校の仕組は右の如くにして之に入る可き生徒の如何なる種類の者なる可きやと尋るに富貴の子弟は入學せざるとかく可し如何とあれば師範學校の目的は卒業の上專ら公立小學校長及び教員たるに在て其地位高からざるが故に苟も身分資力ある父兄あれば其子弟のために小學校長教員の地位と求めざる可ければあり或は近年は徴兵云々のことに少年を官公立學校ニ入るゝことと流行するが故に卒業後の成行は兎も角も差向き一時の好手段として仮令へ良家の子弟あても入校をる者多かる可しとの噂あれども師範學校の卒業生は卒業證書ニ受けたる日より向ふ十箇年は奉職の義務あるが故ニ富貴の子弟の身分に取りて考れば三年の兵役を遁るゝとても十年間小學校に服務とありては得失何とも決し難きことならん

左れば富貴の子弟は敢て其入校を望む可らざるも然るも尚ほ一種の少年あり即ち士族の子弟にして此輩は平生就學の志あるとも今日既ニ困窮まて後來生計上ニ少しも目的あき者あれば師範學校にて衣食迄も給與して教育と授けらるゝとあれば必ず之に群集して入學を求ることならん且士族の子弟なれば其身より貧窮なれとも祖先遺傳の教育も今尚消滅せずして自から氣品も高く成業の上は必ず順良信愛威重の氣質ニ乏しからざる教員たる可きと雖も扨此場合に至りても困難事は小學教員給料の一條あり小學校の經費は授業料及び寄附金等を以て支辨し不足の分は區町村費より之を補ふの法ニよりて日本國民平均の貴力にて多分の授業料を拂ふことも難く左れば區町村費ニ取立ていとを支辨することも相成らず何をニよも小學校は節儉に節儉して維持するの外あらざれば校長教員の俸給を必ず減ずるを得べからざるや明あり近日各地方の内情と聞くに今の有様にては小學教員の月給を十二圓より以上

（昨日の續ク）

官報

○農商務省告示第十八號
第一　牛疫（學語　Peste Bovine　佛國語　Peste Bovine　獨國語　Rinder Pest）
牛疫ハ牛族特異ノ熱性傳染病ニシテ體中各部ノ粘膜ヲ侵シ就中消化器粘膜ニ特異ノ炎症ヲ呈シ牛族ヨリ他ノ反芻獣ニ傳染スルモノナリ此病ハ害毒ノ慢劇ナル傳播力ニ富ミ其ノ感染ハ病牛ト健牛トノ直接ノ交通ニ因ルヲ常トスト雖モ間接ニ病毒ノ附着シタル飼料飲水牧場厩舎ノ如キニ由リテモ傳播スルコトアリ其ノ潜伏期ハ通常三日乃至四日ニシテ經過ハ概ネ急性ニシテ體温ノ昇騰ト共ニ食慾ノ廃絶反芻ノ停止ヲ來シ口腔及陰門ノ粘膜ニ赤暈ヲ發シ漸々呼吸ノ數ヲ増シ三日乃至四日ニシテ經過スレハ赤暈ノ上ニ水泡ヲ發シ其泡破レテ糜爛ヲ呈シ此病ハ特異ノ炎症ヲ以テ特徴トスルモノナリ此病ハ害毒ノ慢劇ナル傳播力ニ富ミ其ノ感染ハ病牛ト健牛トノ直接ノ交通ニ因ルヲ常トスト雖モ間接ニ病毒ノ附着シタル飼料飲水牧場厩舎ノ如キニ由リテモ傳播スルコトアリ其ノ潜伏期ハ通常三日乃至四日ニシテ經過ハ概ネ急性ニシテ體温ノ昇騰ト共ニ食慾ノ廃絶反芻ノ停止ヲ來シ口腔及陰門ノ粘膜ニ赤暈ヲ發シ漸々呼吸ノ數ヲ増シ三日乃至四日ニシテ經過スレハ赤暈ノ上ニ水泡ヲ發シ其泡破レテ糜爛ヲ呈シ